

介護保険事業所 各位

堺市長寿社会部 介護事業者課長
(公印省略)

介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の 一部変更について（再通知）

令和6年3月18日付け堺介事第3769号「介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（通知）」により、介護報酬改定に伴う提出書類等を通知しましたが、国から新たに令和6年3月18日付け事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その4）」が発出されたことに伴い、**取扱いを一部変更しますので通知します。**変更内容は下記のとおりです。なお、今後国からの通知等で変更がありましたら随時堺市ホームページで案内しますので適宜ご確認ください。

記

1 今回提出対象ではないサービス **変更なし**

- ・ 居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
理由：令和6年6月改定につき、今回の届出対象ではないため。後日、改めて通知します。
- ・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売
理由：報酬改定で届出対象項目がないため

2 今回提出対象サービス **変更あり**

上記1以外のサービス

今回の報酬改定に伴う加算等の変更がある場合は、届出が必要です。

なお、経過措置終了に伴い「高齢者虐待防止措置実施の有無」・「業務継続計画策定の有無」について届出が必要となりました。「基準型」とする場合は必ず届出てください。届出がない事業所は「減算型」として国保連合会へ情報連携することとなります。各項目の対象サービス等は以下のとおりです。

(1) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めること）が講じられていない場合には「減算型」となります。

対象サービス

今回提出対象サービスのうち居宅介護支援・介護予防支援以外の全サービス

(2) 「業務継続計画策定の有無」については、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、減算型となります。ただし、令和7年3月31日までの間は経過措置として、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、基準型となります。

対象サービス

通所介護・通所型サービス・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療

養介護・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・介護福祉施設サービス・介護保健施設サービス・介護医療院サービス・地域密着型通所介護・(介護予防) 認知症対応型通所介護・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

3 提出期限 **変更なし**

令和6年4月1日(月) ※期限厳守(当日消印有効。必ず消印が確認できる状態で提出してください。)

4 提出書類、提出要領 **変更なし**

- ① 介護給付費(第1号事業給付費)算定に係る体制等に関する届出書(改定用)
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)
- ③ 誓約書(改定用)
- ④ 返信用定型封筒(84円切手貼付・宛先記入)

(注1) 提出書類は堺市ホームページよりダウンロードしてください。

堺市ホームページ

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等の確認について

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/koreishafukushi/jigyo/jigyosha/17752120240301191357403.html>

(注2) 「介護給付費(第1号事業給付費)算定に係る体制等に関する届出書(改定用)」には、届出者欄(法人情報)・事業所名称・事業所所在地・事業所番号を必ず記入してください。また、電話での問合せに対応できるように、担当者欄も必ず記入のうえ、提出書類は控え(写し)をとっておいてください。

(注3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(改定用)」には、今回改定のあった項目(新設・加算区分等の変更分)のみを記載し、それ以外は灰色に塗りつぶしているため、灰色部分について変更がある場合(要件のみ変更の加算項目について加算区分に変更がある場合等)は、別途堺市ホームページより通常の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(参考様式8)」を出力し、変更箇所のみ記入し併せて添付してください。

(注4) 誓約書(改定用)の署名欄には、法人の所在地、法人名称、法人代表者職氏名を記入してください。(法人代表者職名の記入漏れが多数散見されます。注意してください。)

(注5) 返信用定型封筒は84円切手を貼付し、宛先を必ず記入しておいてください。算定届を受け付けた場合には①②の写しを返信用定型封筒に入れて送付します(受理通知に代わるものです)ので、必ず返信用定型封筒を添付して提出してください。返信用定型封筒が送付されない場合は、写しの送付はできかねます。返信時には内容に誤りがないか念のため再度確認してください。

5 提出方法 **変更なし**

下記の宛先へ**郵送**により提出してください。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※「令和6年度報酬改定に係る加算届 在中」と明記してください。

6 その他 **変更なし**

令和6年度介護報酬改定・基準改正に関するご質問につきましては、ご質問が多数寄せられることが想定されますので、ご質問はメールでの受付のみとさせていただきます。介護事業者課アドレス kaiji@city.sakai.lg.jp、もしくは堺市ホームページの介護事業者課メールフォームよりご質問ください。（電話でのご質問には対応いたしかねます。）

メールでのご質問の際は、以下の内容を必ず記入してください。

件名：令和6年度介護報酬改定・基準改正の質問

1. サービス種別
2. 事業所名称
3. 事業所番号
4. 担当者名
5. 連絡先（メールアドレス、電話番号）
6. 質問内容（できるだけ具体的に記載してください。）

いただいたご質問は内容を精査し、国の通知等を踏まえた上で回答させていただきます。そのため回答に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、今後、国から示される通知・留意事項通知及びQ&A等について、堺市ホームページ、厚生労働省ホームページで必ず確認していただきますようお願いいたします。加算の要件に該当すると判断し届出をした後、国等からの通知で要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに加算の取下げを行ってください。

届出担当
○堺市長寿社会部介護事業者課指定係
e-mail kaiji@city.sakai.lg.jp
TEL 072-228-7348

郵送にあたり、よろしければお使いください。

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 介護事業者課 指定係 宛

※令和6年度報酬改定に係る加算届 在中